

運営指導における主な指摘事項

(1) 指定基準について

さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「条例」といいます）（平成24年さいたま市条例第64号）及び条例（平成24年さいたま市条例第65号）により事業所運営上の基準を定めています。

また、基準の解釈にあたり、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（以下「解釈通知」といいます）（平成24年3月30日障発0330第12号）及び解釈通知（平成24年3月30日障発 0330第13号）を参照しています。

解釈通知 第一の1において、『基準』は、指定障害児通所支援事業者等が法に規定する指定通所支援（指定入所支援）を提供するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定障害児通所支援事業者等は、常にその運営の向上に努めなければならない、とされておりますことに留意してください。

次ページより主な指摘事項の項目と内容になりますのでご確認ください。

項 目	内 容
1. 従業員の員数	① 児童指導員又は保育士を、サービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて、次のとおり配置していない。 ア 障害児の数が10までのもの 2以上 イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※ ここでいう「障害児の数」は、サービスの単位ごとの障害児の数をいうものであり、障害児の数は実利用者の数をいうものである。 ※ 利用者が1人の場合であっても、基準上必要な人員を配置してください。 ※ 他事業所を兼務している場合は、どの事業所に何時から何時まで勤務するのか明らかにし、勤務の状況を確実に把握してください。 ※ 人員基準を満たしていない場合、1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員欠如減算となり、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間、算定される所定単位数が減算されます。 ※ 人員欠如はサービス提供に支障をきたし、利用者家族等からの苦情相談や、安全性等に不安を感じた従業者からの通報につながる可能性があります。早急に改善してください。 ② 常勤の児童指導員又は保育士を、単位ごとに1人以上配置していない。 ※ 「常勤」 指定障害児通所支援事業所等における勤務時間が、当該指定障害児通所支援事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいいます。指定児童発達支援事業所に週30時間、指定居宅介護事業所に週10時間勤務している従業者は、指定児童発達支援事業所では常勤とはなりません。 配置していない場合は人員欠如減算に該当し、算定される所定単位数が減算されます。

項 目	内 容
2. 内容及び 手続の説明及 び同意 （重要事項説 明書）	① 必要な重要事項（運営規程の概要、従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等）が欠けている。または、当該内容に誤りがある。 ※ 特に、従業者の職務の内容、事故発生時の対応、提供するサービスの第三者評価の実施状況が記載されていない事例があります。 ② 運営規程の記載内容又はサービスの実態と一致していない。 ※ 特に、従業者の員数、営業日、営業時間、支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額、苦情処理の体制、が正しく記載されていない事例があります。
3. サービスの 提供の記録	① サービスの提供の記録に、提供したサービスの具体的内容等を記載していない。 ※ 提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録してください。 ※ 個別支援計画に基づいてサービスを提供し、その記録を残してください。 ※ 記録は後日一括して行うのではなく、サービスの提供の都度行ってください。 ただし、障害児入所施設の場合、後日一括して記録することも可能です。 ② 通所給付決定保護者から確認を得ていない。 ※ 確認は、<u>後日一括して受けるのではなく、サービスの提供の都度受けてください。</u>ただし、障害児入所施設の場合、後日一括して確認を受けることも可能です。
4. 通所（入 所）利用者負 担額の受領	① サービスの内容及び費用について説明をしていない。 ※ 料金表を作成していない。自己負担額がないという理由で説明を省略している事例があります。 ※ 所得状況により負担上限額が途中で変わるケースもあるため、提供するサービスに要する費用の全体額から最終的な自己負担額まで、説明してください。 ② 提供する便宜に要する費用のうち、受領が認められる範囲を超えて支払いを受けている。 ※ 食材料費や日用品費等、実費を超えて支払いを受けることはできません。定期的に精算を行ってください。 ▶ 参考「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成24年・厚生労働省）」

項 目	内 容
5. 給付費の額に係る通知等	○ 法定代理受領により市町村から障害児通所給付費等の支給を受けた場合、通所給付決定保護者に対し、その額を通知していない。 ※ 請求後すぐ（通所給付費等受領前）に通知している事例があります。通所給付費等の受領確認後（サービス提供が行われた翌々月以降）に通知してください。
6. 指定児童発達支援等の取扱方針（居宅訪問型児童発達支援、障害児入所施設は除く）	① サービスの質の評価及び改善を行うにあたり、事業所内評価及び保護者による評価を実施していない。 あるいは、評価及び改善の内容をインターネットその他の方法によって公表していない。 ※ 評価を公表していない場合、自己評価結果等未公表減算に該当します。 ② 評価の公表のみにとどまり、結果に対して改善を図る検討をしていない。
7. 障害児の地域社会への参加及び包摂の推進（居宅訪問型児童発達支援、障害児入所施設は除く）	○ インクルージョン（障害児の地域社会への参加及び包摂）の推進に努めていない。 ※ 障害児が指定児童発達支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにしてください。 ▶ 参考 各種ガイドライン・手引き等について https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline_tebiki

項 目	内 容
8. <u>通所／入所支援計画の作成等</u>	① 計画作成に係る一連の業務を、児童発達支援管理責任者が行っていない。 ※ 児童指導員ではなく、児童発達支援管理責任者が当該業務を行ってください。 ② 通所／入所支援計画に、5領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえたサービスの具体的内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載していない。 ※ 5領域全てを関連付けてください。 ※ 「本人支援」「家族支援」「移行支援」については必ず記載してください。 ③ アセスメントを行っていない。 ※ 当該事業所においてアセスメントを行わず、他事業所や保護者から資料の提出を受けることで、アセスメントを実施したものとしている事例があります。必ず当該事業所の児童発達支援管理責任者がアセスメントを行ってください。 ※ アセスメントとは、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所（入所）給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うことをいいます。 ※ アセスメントは計画変更時にも必ず実施し、記録を残してください。 ④ アセスメントに当たり、通所（入所）給付決定保護者及び障害児に面接していない。 ※ 通所（入所）給付決定保護者だけでなく、障害児に対しても面接を行ってください。この場合、面接の趣旨を十分に説明し、理解を得てください。 ⑤ 計画の作成に当たって、原案について意見を求めるための個別支援会議を開催していない。 ⑥ 通所（入所）給付決定保護者及び障害児に対し、計画の原案及び計画について説明していない。また、文書によりその同意を得ていない。 ⑦ 通所（入所）給付決定保護者に計画を交付していない。 ⑧ 指定障害児相談支援事業所に計画を交付していない。

項 目	内 容
9. 支援	○ 漫然かつ画一的なサービス提供をしている。 ※ 室内遊び（テレビを見せるなど）や学校の宿題をやるなど、支援に適當でないサービス提供が中心となっている事例があります。 ※ 障害児が日常生活における基本的な習慣を確立することや社会生活での適応性の確保を目指し、さらに地域での生活を念頭に置いて支援してください。
10. 運営規程	① 従業員の員数（○名以上でも可）、営業日・営業時間、通常の事業の実施地域等が、サービスの実態、重要事項説明書の内容と一致していない。 ② 運営規程の変更について、市に届出をしていない。
11. 勤務体制の確保等	① 勤務表を作成していない。または、その内容が不十分である。 ※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 ※ 同一法人内の他事業所、多機能型事業所内の複数サービスを兼務する職員の勤務時間を正確に把握し記録してください。人員配置を満たしていない場合、利用者全員について人員欠如減算の適用となる場合があります。 ※ 法人役員であっても、事業所の職員として常勤換算等に含める場合は、出勤簿やタイムカードなどにより勤務実態を記録してください。 ② 研修を実施したが、その記録を作成していない。 ※ 研修の実施日時、参加者、研修内容等がわかる記録を作成してください。 ③ ハラスメント防止のための措置を講じていない。 ※ ハラスメントの内容や行ってはならない旨の方針の明確化し、従業員に周知・啓発してください。 ※ 相談窓口をあらかじめ定め、従業員に周知してください。

項 目	内 容
12. 業務継続計画の策定等	① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定していない。 ② 従業者に対する業務継続計画の周知、研修及び訓練を定期的（年1回以上）、に実施していない。 ※ 研修及び訓練の記録を作成してください。 ※ 令和6年4月1日より義務化されています。業務継続計画が未作成の場合、減算の規定が設けられました。 ▶ 参考：厚生労働省ホームページ「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html（業務継続計画のテンプレート掲載） ※こちらは新型コロナウイルスに特化したものになります。作成する際には感染症全般を対象としたものとしてください。
13. 定員の遵守	○ 恒常的に定員を超えて児童を受け入れしている。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。） ※ 定員超過はサービス提供に支障をきたし、保護者等からの苦情相談や、安全性等に不安を感じた従業者からの通報につながる可能性があります。早急に改善してください。 ※ 減算に至らない範囲の定員超過が認められているわけではありません。
14. 非常災害対策 （居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援は除く）	○ 非常災害に関する具体的計画（消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成していない。 ▶ 参考「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年・厚生労働省）

項 目	内 容
15. 衛生管理等	○ 感染症が発生し、又はまん延しないための、次に掲げる措置を講じていない。 (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する<u>委員会を定期的に（おおむね 3 月に 1 回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための<u>指針を整備すること。</u> (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための<u>研修及び訓練を定期的に（それぞれ年 2 回以上）実施すること。</u> ※ 研修及び訓練の記録を作成してください。 (4) 新人研修を実施すること。 ※ 新人研修の記録を作成してください。 令和 6 年 4 月 1 日より義務化されています。
16. 身体拘束等の禁止	① 身体拘束等の記録が行われていない。 ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する<u>委員会を定期的（少なくとも年 1 回）に開催していない。</u>また、その結果について、従業者に周知していない。 ③ 身体拘束等の適正化のための<u>指針を整備していない。</u> ※ 盛り込むべき項目を全て含めてください。 ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための<u>研修を定期的（年 1 回以上）に実施していない。</u> ※ 研修の記録を作成してください。 ※ ①～④のいずれかを実施していない場合、身体拘束廃止未実施減算となります。 ⑤ 身体拘束等の適正化のための<u>新人研修を実施していない。</u> ※ 新人研修の記録を作成してください。

項 目	内 容
17. 虐待等の禁止	① 虐待の防止のための対策を検討する<u>委員会を定期的（少なくとも1年に1回）に開催していない。</u> ② 従業員に対し、虐待の防止のための<u>研修を定期的（年1回以上）に実施していない。</u> ※ 研修の記録を作成してください。 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための<u>担当者（児童発達支援管理責任者等）を置いていない。</u> ※ ①～③のいずれかを実施していない場合、虐待防止措置未実施減算となります。 ④ <u>新人研修を実施していない。</u> ※ 新人研修の記録を作成してください。
18. 秘密保持等	① 障害児又はその家族の情報が外部に漏れることのないよう、必要な措置を講じていない。 ※ 当該事業所の従業員等が従業員等でなくなった後においても、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用時等に取り決めるなどの措置を講じてください。 ② 常勤の一般従業員からしか誓約書の提出等を受けていない。 ※ 役員や非常勤の職員からも提出してもらうことが必要です。

項 目	内 容
<u>19. 苦情解決</u>	① 苦情解決の体制が整備されていない。 ※ マニュアル等により苦情解決の手順等を作成してください。 ② 苦情内容等を記録していない。また、従業員が苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならないことを認識していない。 ※ 苦情の記録を作成し、その内容を従業員に周知してください。 ※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、<u>苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自主的に行ってください。</u>
<u>20. 事故発生時の対応</u>	① 事故の内容等を記録していない。 ※ 様式はあらかじめ定めておいてください。 ※ ヒヤリハットについても同様に記録してください。 ② 原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていない。 ▶ 参考「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会） https://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/04/h0422-2.html

(2) 報酬についての主な指摘事項

報酬算定に係る留意点

- ① 加算の趣旨を理解した上で算定すること。
- ② 加算の要件を満たした上で算定すること。
- ③ 加算の要件を満たす記録を作成すること。

項 目	内 容
1. サービス提供職員欠如減算（障害児入所施設は除く）	○ 基準上必要となる人員が不足していた。 ◇ 算定される単位数 所定単位数の100分の70とします。また、減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の100分の50を算定します。 なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数に対して算定するものではないことに留意してください。 ◇ 人員欠如減算の具体的取扱い (一) 人員基準上配置すべき看護師、児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員等については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、人員欠如に該当するサービス提供単位の障害児全員。（二）、（三）において同じ。）について減算される。 また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。 (二) 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。 (三) 多機能型事業所であって、複数の障害児通所支援の合計数に基づき、配置すべき児童指導員等の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害児通所支援の障害児全員について減算される。

項 目	内 容
2. 児童発達支援管理責任者欠如減算（障害児入所施設は除く）	○ 児童発達支援管理責任者不在であることを届け出ていない。 ※ 児童発達支援管理者が退職等で不在となったにも関わらず届出がない事例が散見されています。必ず障害政策課に届出をしてください。運営指導で不在である旨が明らかとなった場合、不正請求とみなし、状況によっては処分の対象となります。 ◇ 算定される単位数 人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の100分の70とします。また、減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の100分の50を算定します。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数に対して算定するものではないことに留意してください。
3. 福祉専門職員配置等加算（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援は除く）	○ 人員の割合が基準を満たしていない。 ※ 人員の変更があった場合には、改めて配置状況を確認してください。
4. 専門的支援体制加算（児童発達支援、放課後等デイサービス）	○ 基準上必要な児童指導員等（児童指導員等加配加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置（常勤換算による配置）していない。 ※ 勤務表を作成する段階、勤務実績を確認する段階で、それぞれ当該加算の要件を満たしていることを確認してください。
5. 欠席時対応加算（児童発達支援、放課後等デイサービス）	○ 障害児の状況、相談援助の内容等を記録していない。 ※ 欠席の理由だけでなく、利用者の状況、相談援助の内容を記録してください。 ※ 家族旅行等元々分かっている予定による欠席や、無断欠席の場合でも請求しているケースが見受けられました。
6. 延長支援加算（児童発達支援、放課後等デイサービス）	① 延長支援を必要とする理由及び延長時間を通所支援計画に位置付けていない。 ② 延長時間を1時間以上で設定していない。 ※ 送迎の時間は延長支援時間には含まれません。

以下の資料も確認の上、「出席確認票及び確認テスト」をご提出ください。

●「基準省令」

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2618&dataType=0&pageNo=1

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第16号）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2619&dataType=0&pageNo=1

※ 基準省令に記載の関係通知も併せて確認してください。

●「解釈通知」

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330 第12号）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/253aba4f-3ce0-4aa1-a777-3d42440f1ca2/0ff3d1f9/20240412_policies_shougaijishien_shisaku_hoshukaitei_53.pdf

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発 0330第13号）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/253aba4f-3ce0-4aa1-a777-3d42440f1ca2/396c9ee1/20240412_policies_shougaijishien_shisaku_hoshukaitei_54.pdf

※ 解釈通知に記載の関係通知も併せて確認してください。

●「報酬告示」

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示 第122号）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2680&dataType=0&pageNo=1

児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2681&dataType=0&pageNo=1

●「留意事項通知」

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/2c5e1bb4-ee80-462b-992f-06f0d8c9b774/65f8ab1f/20260528_policies_shougaijishien_shisaku_r8hoshukaitei_28.pdf

●「人員・設備・運営基準条例」

さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第64号）

https://www1.g-reiki.net/saitamat/reiki_honbun/r375RG00001144.html?id=j5#e000000836

さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第65号）

https://www1.g-reiki.net/saitamat/reiki_honbun/r375RG00001145.html

【参考】

●「障害者総合支援法」

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=417AC0000000123

●「児童福祉法」

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=322AC0000000164

●「障害者虐待防止法」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/index.html